

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第6回会合議事録

日 時：平成22年4月7日（水）14:00～15:34

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、尾花委員、清原委員、国分委員、坂田委員（代理・井筒氏）、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理・設楽氏）、別所委員（代理・吉田氏）

（内閣府）：泉内閣府大臣政務官、太田審議官、高須参事官

（オブザーバー）：

内閣官房内閣参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐

議事次第

1．開会

2．議題

（1）前回議事録の確認

（2）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況について

（3）今後のスケジュールについて

（4）その他

3．泉内閣府大臣政務官あいさつ

4．閉会

5．議事内容

清水座長 本日はお忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。久しぶりの検討会でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

最初に委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いいたします。

高須参事官 内閣府の高須でございます。よろしく願いいたします。

本日でございますが、漆委員が御欠席となっております。また、坂田委員の代理で井筒様、半田委員の代理で設楽様、別所委員の代理で吉田様にそれぞれ御出席いただいております。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。それでは、事務局から配付資料と現在の議事録の確認をお願いいたします。よろしくお願いいたします。よろしく願いします。

高須参事官 配付資料でございますが、まず議事次第がございます。これに2枚目が付いてございまして、資料の一覧でございます。資料の1～12、参考資料の1と2がございます。恐縮でござ

いますが、順に確認してまいりたいと思います。

資料 1 であります、前回第 5 回の検討会議事録。

資料 2 は横長の 1 枚紙でございますが「青少年のインターネットの適切な利用に関する広報資料について」。

資料 3 は 2 種類ございます。パンフレットで子ども向けのもの保護者向けのもの。「健全なインターネット活用ができる青少年を育てるためのパンフレット」2 種類でございます。

資料 4 が「青少年のインターネット利用環境実態調査結果について」というもの。

その本体に当たります調査報告書が資料 5 になります。今、申し上げた 2 ～ 5 までが内閣府よりの提出分になります。

資料 6 でございますが「内閣官房 IT 担当室配付資料」。

資料 7 が「警察庁配付資料」。それぞれクリップでとめてございます。

資料 8 が「総務省配付資料」。

資料 9 が「法務省配付資料」。

資料 10 が「文部科学省配付資料」。

資料 11 が「経済産業省配付資料」となっております。

資料 12 が「今後のスケジュール(案)」ということで、縦の 1 枚紙。

参考資料 1 がいわゆる昨年御提言いただいたものを踏まえて作りしました基本計画。

参考資料 2 は A 3 のものがございますが、各省庁別に基本計画進捗状況を表にしているものがございます。

不足等がございましたら事務局までおっしゃっていただければと存じます。

併せて恐縮ですが、資料 1 でございます。前回の議事録(案)ですが、これにつきましては、あらかじめ各委員の皆様方に確認を頂いておりますところ、本日のこの検討会終了後、内閣府のホームページ上で公開する扱いとさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

高須参事官 それでは、そのようにさせていただきたいと存じます。

更にもう一つ恐縮でございますが、本日の会議の議事録でございますけれども、これまでこのような形で次の会議のときに確認を頂いているというようなことであったのですが、今回は前回からかなり間が空いているようなこともございまして、今後につきましては別途それぞれの委員の皆様方の御確認を頂いて、その上で座長にお諮りし、公開させていただきたいと存じておりますが、それもよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

高須参事官 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたく思います。

以上でございます。

清水座長 どうもありがとうございました。それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。議事次第にございますように、議題 2 は進捗状況についてということでございます。この議題 2 につきましては、関係府省庁より取組状況を御説明いただきたいと思います。そして、それ

に対しまして、意見交換の時間を取りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に内閣府から御説明をお願いいたします。

高須参事官 それでは、続けて申し述べさせていただきます。内閣府では2つの施策を中心に行っていてまいったところでございます。まずは資料2を御覧いただければと思います。広報資料の作成についてでございます。資料2と3になりますけれども、まずは資料2を御覧いただければと思います。

広報資料の作成に当たりましては、広報企画検討会議を設置いたしましたところでございます。構成メンバーとしましては、この検討会の清水座長に委員長に御就任いただき、委員としまして、同じく検討会の尾花先生、また、熊本県の前の南小国中学校教頭になられます桑崎剛先生に御協力を頂いたところでございます。

昨年夏から内容を始め、デザイン、配色、資料のサイズ等々、詳細に御議論を頂きまして、完成いたしましたのが資料3の2種類の広報資料でございます。青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための家庭でのルールづくり、あるいはインターネット上のリスクやトラブルに巻き込まれることを防ぐ方法等について盛り込んでおるといふものでございます。

本年2月より既に配布を開始しておりますが、配布ルートにつきましては資料2の一番下のところに記載してございます。関係省庁の協力の下、教育委員会、PTA等から学校を通じまして、配布に御協力を頂いておりますとともに、事業者の方々を通じまして、携帯の購入、買い替えの際に配布していただいたり、あるいは都道府県の担当課、警察本部から機会をとらえ配布していただくというような、さまざまなルートを通じて青少年、保護者の手元に届くようにしておるところでございます。また、内閣府のホームページの方にも掲載して、資料のダウンロードも可能にしておるといふ状況でございます。

続きまして、資料4を御覧いただければと思います。こちらの方はインターネットの利用状況ですとか、フィルタリングの普及状況に関する実態調査を行ったというものでございます。資料4の1ページ目にありますけれども、全国の満10歳～17歳の青少年2,000人とその同居の保護者2,000人を対象に行ったものでございます。

こちらの調査の実施に当たりまして、企画分析会議を設置いたしまして、本検討会の藤原座長代理に委員長に御就任いただくとともに、本検討会の国分先生にも御協力いただいたところでございます。また、慶応大の生田倫子先生、NTTデータの小豆川裕子、千葉県柏市立田中小学校の西田光昭先生の先生方により企画分析等を行っていただいたところでございます。

ポイントは同じく1枚目の3のところ6つほど記載してございます。携帯の所有率ですが、小学生では2割、中学生では5割、高校生では96%という状況。その携帯電話のフィルタリングであります。小学生では約6割、中学生では5割半ば、高校生では約4割。

あとは記載のとおりでございますけれども、ここに関しましては1点補足させていただきたいと存じますが、3ページになります。今回の所有率につきまして、前回との比較をいたしております。前回とは何かというのですが、これも同じく内閣府で行った平成19年12月に発表している報告書がございます。

そのときとの比較で載せておるのですけれども、少し留保させていただきたいのは、必ずしもデータの取り方が同じではないということがございます。勿論、基準時が年も違いますし、月も違います。月が違うということは、前は4月1日で今回は11月ということで、11月にやりますとそれだけ4年生が10歳になっているということで、年齢は同じなんですけれども、学年が変わってくるということもあります。さらにデータの取り方の違いもありまして、単純比較はできないと思っております。

他方におきまして、さはさりながら、当時の調査と比べますと、特に小学生、中学生につきましては、携帯を持つ人が減る方向に若干あったのかなと考えられるところでございます。いずれにいたしましても内閣府といたしましては、やはり賢く使うといいでしょうか、持たないのが賢いということにはしたくないものでございまして、やはり広い意味で必需品でございますので、持った上で賢く使っていくということからするならば、今回はたまたまそういう結果になりましたけれども、方向としては持った上でそういうリテラシーを高めていくということが必要と考えておるところでございます。

補足が長くなって恐縮でございましたけれども、概要は以上でございます。この結果につきましては、検討会の終了後に記者の皆さんへのブリーフィングを行い、公表する予定でございます。また、こちらの方も内閣府のホームページでも公開する予定にしております。更に付け加えさせていただきますけれども、本調査につきましては今年度も同様の調査をさせていただいて、より本当の意味で比較がきちんとできるように、今回のものを含めて進めてまいる予定としております。

最後になりますが、資料にはございませんけれども、昨年12月22日に犯罪対策閣僚会議がございました。これは閣議と同じく全閣僚で構成されている会議でございますけれども、ここにおきまして、児童ポルノ排除のための政府のワーキングチームが設置されております。内閣府に事務局を置いて、現在、政策の在り方について検討中の段階でございます。いわゆる青少年インターネット環境整備基本計画とは流れを異にしておりますけれども、参考ということで言及させていただきました。

内閣府からは以上でございます。

清水座長 どうもありがとうございました。御質問等があるかとは思いますが、最後にまとめて時間を取っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、内閣官房IT担当室から御説明をお願いいたします。

竹村参事官 お手元の資料6-1を御覧いただきたいと思っております。私どものIT担当室はインターネット上における違法有害対策の政府全体のとりまとめをやると同時に、IT戦略本部の事務局としてIT政策の推進をしております。違法有害情報対策に入ります前に、IT政策の動向について御紹介をしたいと思います。

IT戦略につきましては、新政権になりましてから抜本的に見直そうということになりまして、昨年3月19日に新政権になってから第1回のIT戦略本部を開催したところでございます。そこで新しいIT戦略の骨子案を議論いただきまして、現在パブコメをしている段階になってございます。

その中身を若干御紹介しますと、国民主権のIT政策を推進するということから、まず政府内で情報通信技術革命を徹底して、国民の本意の電子行政を実現するという。加えて情報通信技術の徹底的な利活用によって地域のきずなを再生し、更にそれを新市場の創出と国際展開につなげていくということで、国民本位の電子行政の実現、地域のきずなの再生、新市場の創出と国際展開という3つの柱に絞り込んだ重点的な戦略にしたいということで、今、政治主導の下で戦略を策定しているということでございます。

本文の下に副大臣級の企画委員会をつくりまして、今まで各省庁の縦割りでなかなか事務的には突破できなかったような課題も政治主導で解決していくということで、4月中に戦略を決めたい。5月には工程表を含めた戦略を決めまして、新しい成長戦略にも盛り込んでいきたいということで、今、策定の作業をしてございます。

前置きが長くなりましたけれども、インターネット上の違法有害対策に対する取組でございますが、お手元の資料を御覧いただきますと、IT安心会議という会議がございまして、関係省庁の局長、課長級の会議を開催してございます。

それとはまた別に民間の関係団体の方々も含めましたインターネット上の違法有害対策に対する実務家ラウンドテーブルという枠組みを持ってございます。これは一昨年10月に設置いたしまして、去る3月11日にも官民の関係者に御出席を頂きまして、会議を行ったところでございます。

ただ、なかなかこういった実際に集まる場は機会が多くございませんので、普段はラウンドテーブルの連絡網ということで、電子メールでいろいろな違法有害対策に関する取組を関係者に配信しているということでございます。

2ページ目を御覧いただきたいのですが、ポータルサイトを設けまして、具体的な対策ですとか関係省庁及び関係団体の取組について情報提供をいたしまして、普及・啓発を図っているということでございます。このサイトですけれども、現在までのところ1日当たり平均300人くらいが利用していただいております、月間1万5,000件くらいのページビューがあるということで、健全なインターネット利用の環境づくりに活用されているということでございます。

説明は以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。それでは、続きまして、警察庁にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

四方情報技術犯罪対策課長 警察庁の情報技術犯罪対策課長でございます。少年課の分も併せまして御説明したいと思います。

資料7と枝番になります7-1、7-2、7-3がお手元にあるかと思っております。資料7は簡単ではございますが、都道府県警察におきまして推進しておる業務の結果、数値を中心にまとめたものでございます。このインターネットの世界の話であります、さまざまなネット上の安全情報にアクセスしない方々に対しましては、リアルの世界での非行防止教室あるいは講習会が依然として大切ななと思っております。

この非行防止教室につきましては、インターネットの安全・安心に特化したものではないのですが、最近ではネット上の問題、携帯電話の問題が最も重要な問題の一つになってございま

すので、ほぼ必ず非行防止教室で取り上げておるところでございます。統計は 21 年度中は完全に取れておりませんので、若干古く平成 20 年ということで恐縮でございますが、開催をさせていただいた学校数が 2 万 5,863、参加生徒数でいきますと 625 万人近くということになっておる次第でございます。

「(2) サイバーセキュリティに関する講習会」でございます。これは御存じのように今年 2 月に情報セキュリティを政府全体でしていただいているものに併せまして、都道府県警察でも講習会をしております。2 月中の実施回数といたしまして 2,859、受講者につきましては、生徒さんだけではないのでありますが、35 万人以上ということになっておるところでございます。

「2 サイバー犯罪の取締り」でございます。総検挙件数は 6,690 と平成 21 年度と歴年でございますが、前年比で +369 ということでございます。下に全部ではないのでありますが、一部関係する罪状を挙げておるのでありますが、児童買春でありますとか、青少年保護条例違反、サイバー犯罪につきましては少し減っておりますが、わいせつ、あるいは児童ポルノ関係はこの全体の増加を押し上げているところであります。対前年比 +216 となっております。

出会い系サイト規制法違反は対前年比 -18 ということで、少し減ってはおりますけれども、これは資料 7 - 2 の左側の「1 出会い系サイトに関係した事件の検挙件数等」です。2 番目と 3 番目の を見ていただきたいのでございますが、出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童数は 453 人、前年比も減少しておりますが、3 番目の で、出会い系サイト以外のサイトを利用して犯罪の被害に遭った児童は 1,136 人ということで、前年比 43.4% の増加。出会い系サイトを利用しての被害の倍以上の数がこちらの方であるということで、今後も対策をやっていかなければいけない点かなと思っております。

資料 7 に戻っていただきまして、これは本日、委員でいらっしゃいます国分委員にセンター長を務めていただいておりますインターネットホットラインセンターを通じまして、違法情報を集め、また、削除依頼等をするわけでございます。

これにつきましては、資料 7 - 3 を御覧いただきますと、1 枚目の左手に「2 違法情報・有害情報該当件数の推移」ということで、平成 21 年は 3 万 3,968 ということで、このホットラインセンターの事業を委託してから年々増加しておって、当然過去最高であったという状況でございます。

このうち外国にサイトがあるもの等々を除きまして、依頼をした件数は資料 7 の 3 番に書いてあるわけですが、削除依頼の件数は違法情報で行きますと 1 万 6,496 ということで、削除されたのが 1 万 4,518、削除率と私どもは言っておりますが 88% で、大概のものは、これは違法情報だから削除してくださいとホットラインセンターから要請をいたしますと、多くは消してくれるのでありますけれども、なお 12% は指摘されても残したままというものがありますので、それもまた今後の課題であると理解しておるところでございます。

いずれにいたしましても、警察におきましては、引き続きサイバー犯罪の取締りを推進いたしますとともに、この関係機関あるいは関係団体と連携をいたしまして、フィルタリングの利用促進あるいはホットラインセンターを通じました違法情報等の削除依頼等の諸施策を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。続きまして、総務省からお願いいたします。

二宮消費者行政課長 総務省でございます。お手元の資料 8 を御覧いただければと思います。私ども総務省といたしましては、青少年インターネット環境整備法に記述のございます 3 つの基本理念をしっかりと踏まえて、施策を推進していくところでございます。

具体的にはインターネットのリテラシーをしっかりと高めていくということ。それから、青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするという基本理念がございますけれども、これにつきましてはしっかりとフィルタリング等の措置を講じていくということ。そして、民間の自主的な取組をしっかりとサポートしていく。この 3 つの柱で私どもはプログラムを設けておりまして、推進をしているところでございます。

平成 20 年に御承知のとおり、青少年インターネット環境整備法、私どもの特定電子メール法が改正されております。これを踏まえて研究会を開いた結果、総務省としての具体策を 21 年 1 月に策定しております。今、申し上げました 3 つの柱に基づいて、総合的な政策を推進しているところでございます。

具体的に申し上げたいと思います。2 ページを御覧いただければと思います。1 番目の政策の話でございます。「安心を実現する基本的枠組の整備」ということで、基本法制の執行をしっかりとしていこうということでございます。

にございますのは、携帯電話フィルタリングの導入及び改善促進でございます。これにつきましては総務大臣より随時、携帯事業者の方々に要請をさせていただいておりまして、その要請を踏まえて、現在フィルタリング数は伸びているということだと思っております。さはさりながら、私どもはさらなるフィルタリングの促進ということも必要だろうと考えておりまして、フィルタリングの性質をより機能的に効率的に利用できる多様な価値観に対応できるようなカスタマイズをお願いするといったこともしているところでございます。

特定電子メール法の執行でございますけれども、法律を改正いたしまして本日まで 6 件、既に措置命令を出しております。本日 2 時からもう一件、7 件目の命令を行うということでございます。これも着実に執行を進めております。

「2 . 国際的な連携の推進」でございます。やはりインターネットのことでございますので、日本の中に閉じることなく、国際的なルールづくりも大変必要なことだろうと考えております。昨年 6 月でございますけれども、総務省と I T U の事務総長をお呼びいたしまして、共催のシンポジウムを開催しております。その中で東京声明というものもつくっております、その中身のまさに 3 つの柱が 1 ページ目の 3 つの柱になっているというものでございます。また、迷惑メールにつきましても多国間、二国間の取組を進めております。二国間におきましては、中国、台湾、香港、ブラジル、更には韓国も含めまして、現在、情報の交換をしておったり、するべく努力をしているものでございます。

さまざまな連携を推進する必要があるということで、迷惑メールにつきましては、迷惑メール対策推進協議会というものを設けておりまして、平成 20 年 11 月に迷惑メール追放宣言もその場で決

議をしたところでございます。

この場にも関係していただいている方々が多数いらっしゃいますけれども、安心ネットづくり促進協議会が平成 21 年 2 月に発足しておりますが、これに対しましても総務省といたしましては最大限のサポートをしてみたいと考えております。

政策の柱の 2 番目「民間における自主的取組の促進」ということでございます。まずは業界団体の方で違法、有害情報のガイドライン、更には契約約款のモデル状況というものもつくっていただいているところでございまして、直近の改正では平成 22 年 1 月、違法薬物対応ということで改正を行っているところでございます。それから、違法有害情報相談センターを設けております。今、申しあげましたガイドラインを実際に運用するに当たりましては、特に中小の I S P の方々、法律に必ずしも詳しくない方々からの相談も受けて、適切な対応を促進するというでセンターを設けておるところでございます。更に学校関係者の方々のからの相談も受け付けておるところでございます。

目標を共有しようということで、まさに民間の自主的取組の一部でございますけれども、先ほど申しあげました安心ネットづくり促進協議会におきましても、共通の目標ということで自主宣言ということで、事業が進んでいると承知をしております。これにつきましても積極的にサポートしてみたいと思います。

3 ページでございます。「2 . 児童ポルノの効果的な防止策の検討」ということで、これも民間の方々でまずはさまざまな取組、検討が進んでおります。これを踏まえて私どもとしてもしっかりサポートしてみたいと考えております。

「3 . コンテンツ・レイティングの普及促進」でございます。これはやはり真のリテラシーというものを持たれるときには、情報を発信する人もそれを見る人も、ともに自分で選択をし、賢く利用していくことが重要なだろうと。そういう思いでセルフレイティングの実証実験をやっております。平成 21 年度予算を活用した実証プロジェクトを踏まえて、さらなる施策を検討していきたいと思っております。

技術的対応策ということでございますけれども、違法・有害情報検出技術の開発支援も行っております。これは従来、検索するときには基本的にワードベースで検索をするわけでございますけれども、ワードだけの検索だと的確に瞬時に判断するのが非常に難しいという点もございまして、文脈を踏まえた検索技術ということで、何かできないかということを検討いたしております。平成 23 年度まで実施をする予定でございます。

政策の柱の第 3 番目「利用者を育てる取組の促進」、まさにリテラシーをどういうふうに高めていくのかということでございます。

1 点目は e - ネットキャラバンの推進でございます。こちらは文部科学省さんとも連携をさせていただいた上で、積極的な取組を行っているところでございます。更に I C T メディアリテラシー育成プログラムというものを私どもは設けておりまして、その対象範囲を拡大して教材の普及に取り組んでいるところでございます。

「2 . コンテンツ事業者等により利用者啓発活動促進」並びに「3 . 利用者を育てる取組の協調

的な推進」ですけれども、現在、総務大臣賞というものを中に組み込んだ形で標語の募集もしていただいております。こういった取組で啓発活動を積極的に推進していこう。更には平成 21 年度補正予算でございますけれども、全国 18 か所でリテラシー向上を目的としたシンポジウム等を開催してきているところでございます。更に総務省のセキュリティサイトを充実させたりしているところでございます。

最後でございますけれども、調査活動もやっております。この問題意識と申しますのは、とかくインターネットの規制等の議論をする中で、インターネットの与える影響が実際にどういうふうに影響があるのかということ把握した上で、なされている議論が必ずしも多くないと思っております。科学的にその辺りをしっかり調査をした上で、政策に反映していく必要があるだろうという思いで調査を進めているところでございます。

以上、総務省から 3 つの柱について御説明させていただきました。

清水座長 どうもありがとうございました。続きまして、法務省から御説明をお願いいたします。

佐々木参事官 法務省でございます。法務省といたしましては、国民の人権擁護に関わる国の行政機関といたしまして、法務省に人権擁護局がございます。その下部機関といたしまして、全国の法務局、地方法務局に人権擁護部、人権擁護課がございます。法務大臣から委嘱された民間ボランティアである約 1 万 4,000 人の人権擁護委員の皆様とともに、さまざまな人権問題に取り組んでいるところでございます。大きく 3 分野につきまして、御報告をさせていただきます。

まず 1 点は人権相談です。資料 9 をお手元に御覧いただければと思います。人権相談の主な取組といたしましては、全国の法務局、地方法務局及びその支局等におきまして、人権相談所を開設して面談や電話などで人権相談に応じておりますほか、子ども専用の相談電話といたしまして、子どもの人権 110 番をフリーダイヤルで設置をし、悩みを抱える子どもたちが相談しやすい体制を整備しております。

また、平日の相談時間を延長するとともに、土日も相談に応じることなどを内容といたします全国一斉の子どもの人権 110 番強化週間を年に 1 回実施しております。もちろんこれらの人権相談はインターネット関係のものに限りませんが、積極的に展開をしているところでございます。

このほか、全国の小中学校の全児童生徒に対して、折り曲げることで便せん兼封筒となります子どもの人権 SOS ミニレターを配布いたしまして、子どもたちが発信する悩み事をいち早く受け止める事業を実施いたしますとともに、パソコンあるいは携帯電話からメール機能を利用して相談できるインターネット人権相談受付窓口も開設をしております。

2 点目は、人権侵害事件に関わります調査並びに被害の救済及び予防でございます。こうしたさまざまな窓口を通しての人権相談を受けまして、人権侵害の疑いがあると認められるような場合には、人権侵害事件として調査を開始いたします。その調査の結果、人権侵害の事実が認められた場合には、救済のための適切な措置を講じているところでございます。

インターネット上におけます名誉毀損、プライバシー侵害などの情報に関する相談につきましても、プロバイダーなどに対します発信者情報の開示請求、あるいは当該情報の削除依頼の方法について、相談者に助言をしておりますほか、もちろん表現の自由に配慮しながらでございますけれども

も、必要に応じてプロバイダー等に対しまして、当該情報の削除を要請する取組を行ってまいります。

3つ目の大きな取組といたしましては、人権啓発活動がございます。法務省の人権擁護機関におきましては、啓発活動年間強調事項にインターネットを悪用した人権侵害をなくそうということ掲げまして、年間を通じて全国の法務局、地方法務局等におけます各種啓発活動を実施しております。

平成 21 年度におきましても、人権擁護の観点からのインターネットの適正な利用に関する啓発活動の推進といたしまして、学校の総合的な学習の時間などを利用して、人権擁護委員が人権の大切さを子どもたちと考える人権教室、あるいは人権啓発活動ネットワーク協議会が実施いたします各種啓発事業などを通じまして、インターネットの適正な利用についての啓発活動を実施いたしました。

また、平成 21 年度からの取組でございますけれども、特に悪質な書き込み、あるいは児童ポルノ画像の流出の温床となりやすいブログサイトの利用者を対象にいたしまして、人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先あるいは救済手続を案内することなどを目的といたしましたバナー広告を掲載いたしております。お手元の資料の 3 つ目になりますけれども、実際に掲載されましたバナー広告の画面を御覧いただいております。御参照いただければと思います。

人権関係ではなく、もう一つ、計画の中で重要な分野となっておりますサイバー犯罪の摘発ですが、検察当局におきまして、サイバー犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現するために、引き続きのことではございますが、サイバー犯罪への検察官等の知識教養の習得向上に努め、厳正な捜査及び処理を行っていることを御報告させていただきます。

法務省は以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。それでは、文部科学省からお願いいたします。

勝山青少年課長 文部科学省でございます。本検討会の窓口は当省では青少年課ということになってございます。私が着任後まだ 1 週間でございますが、甚だ不案内ではございますが、資料 10 に基づきまして、概略の御説明をさせていただきたいと思っております。

まず何よりも私どもは実態の把握が大事であると考えてございまして、従前より資料 10 にございますような主に 4 つの状況把握に努めているところでございます。

その上で子どもや保護者への啓発活動が大事であるということで、本年 2 月には子ども向けと保護者向けにそれぞれリーフレットを作成いたしまして、お配りをいたしております。

更には従前より有害情報の意識啓発 DVD を作成しておりますが、本年 3 月にその第 2 弾を作成いたしまして、都道府県教育委員会及び P T A 連絡協議会等に配布をいたしたところでございます。

更には学校だけではこの問題に対処できないということで、各省庁と連携を取りまして、普及啓発活動に取り組んでございまして、各種通知あるいは 2 ページ目でございますけれども、先ほど総務省さんの方からもお話がございましたように、e - ネットキャラバンの実施ですとか、普及啓発活動にも取り組んでいるところでございます。

具体の学校向けアクションといたしましては、まず学校におけます携帯電話の取扱いにつきまし

て、小学校、中学校、更には高等学校について、原則的な携帯電話の取扱いについて通知をいたしたところでございます。

更にネット上のいじめへの対応といたしましては、対応マニュアルあるいは事例集を作成いたしまして、配布をいたしております。私どもの方で研修をすることもございますが、都道府県あるいは政令指定都市で独自に教員への研修活動も実施をいたしておるところでございます。

情報モラル教育の推進につきましては、学習指導要領が改訂をされますので、これに基づきまして、情報モラルを身に付けるということの規定いたしたところでございます。

22年度予算のところでございますが、新たに学校ネットパトロールに関する調査研究につきまして、700万円の新規の予算を取りまして、効果的な実施方法あるいは今後継続的に実施していこうという在り方について、調査研究を行うことといたしております。

文部科学省からは以上でございます。

清水座長 どうもありがとうございました。最後に経済産業省から御説明をお願いします。

日置情報経済課課長補佐 経済産業省でございます。お手元の資料 11 を御覧いただきたいと思っております。ここに掲げている事業は主に委託事業の一環として行わせていただいております。

まず1つ目「フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動の実施」でございます。フィルタリング普及啓発セミナーを開催しております。こちらは青少年、保護者、学校関係者その他住民の方々に対して、インターネットでのトラブル事例について及びフィルタリングの仕組みそのものについて講習するという活動を行っております。こちらは2009年度においては42回行わせていただいております。

次にインターネット安全教室でございますが、こちらは主にインターネットを安全に利用する基礎知識を中心に学ぶというような機会を提供してございます。こちらは2009年度の開催件数は150回ということで、地域のNPOとの連携、警察庁や県の県警の方々にも御協力を頂いて、プログラムは構成されているという状況になってございます。約7,500人が参加したと聞いております。

併せてリクエストもございましたので、小中学生向けのビデオ教材を作成いたしました。こちらについては昨年のセキュリティの日にデビューしましたセキュリーナの2人を登場させて、子どもの興味を引くような工夫もしているところでございます。

2番目「簡易フィルタリングソフトの無償提供」でございます。こちらは2005年に行いましたフィルタリングの開発事業の委託事業を通じて開発したものを無償で提供するという活動を継続実施しております。こちらはフィルタリング有害サイトのURLのメンテナンス作業でありますとか、こういったことを継続して行っておりまして、インターネット協会さんのホームページで公開させていただいております。

最後に「民間団体等の取組の支援」ということで、ここに2つ掲げさせていただいておりますが、レイティング/フィルタリング連絡協議会の活動支援という形で行っております。こちらでは最近、今後広がるであろうネットにつながるモバイル機器やテレビでのフィルタリングの状況についての情報共有を図ったり、フィルタリングについての啓発活動の在り方について議論をさせていただいております。

インターネット上の有害情報対策従事者への精神的ケア体制の整備に向けた検討でございます。こちらは筑波大学の人間総合科学研究科の松井豊先生、同大学の心理学専攻の落合萌子さんのお二方の多大なる御協力を頂きまして、本分野は専攻研究も少ないということですので、まずは実態調査ということで、常にお仕事で違法有害サイトのチェックをされている方々に対するアンケート調査を実施してございます。

その中でやはり3分の2の方々は何らかのストレスを受けているという結果も出てきております。その結果も踏まえまして、簡易なものでございますが、ストレス障害に遭っていないかどうかをチェックするためのリストを作成していただいております。今後ともこういった検討を深めながら、違法有害情報対策をバックアップする裏方で頑張っている方々の体制整備にも助力していけたらと思っております。

以上でございます。

清水座長 どうもありがとうございました。それぞれの府省庁から御説明を頂きましたので、ここで意見交換の時間を取らせていただきたいと思います。御質問あるいは最近の動向の御説明、場合によりましては今後の論点として挙げられるべきものとか、それぞれの立場で御自由に御発言いただきたいと思います。

本日のその後の予定ですけれども、次回以降のスケジュールもあります。泉内閣府大臣政務官が来られます。そこでごあいさつを頂くことになっております。終了時刻は予定としましては15時30分を予定しております。時間をはかりながら自由に御発言を頂ければと思います。どなたからでも結構です。曾我委員、どうぞ。

曾我委員 6月に来ていませんので久しぶりに伺って、内閣府の一番最初の説明に耳を傾けておりました。内閣府といたしましては、やはり賢く使うといいでしょうか、持たないのが賢いということにはしたくないものでございまして、やはり広い意味で必需品でございますので、持った上で賢く使っていくということを軸にして、これからの青少年対策を考えていくということ。その流れの中で各省庁の取組のお話を聞かせていただきました。

その流れで行きますと、PTAのところが一番勘違いをしがちな部分と、世の中的な部分があるのかなというのをお気を付けいただきたい。小中学校では文科省が学校での携帯電話の取扱いを携帯電話の学校への持ち込みに関する調査の結果を踏まえて、原則持込禁止。高等学校校内では使用制限などの指針を出しました。基本的に小中学生は所持をしない方向が正しいとかなり受け取られて、いろいろなところで法的に所持禁止が叫ばれたのが事実でございます。

しかし所持率が高いために、持っている子どもたちは今度は陰に潜んでしまうことになったのです。現在では携帯電話でできることは、ゲーム機器ででき、ゲーム機器以外でも全部できる状況なのです。つまり携帯電話を規制したところで、保護者は携帯を持っていないから子どもたちはやらないと安心しているけれども、違うところでやれるということを全然踏まえていない保護者が多くて、携帯規制さえすれば安全だという気持ちを持ってしまいました。

今日のお話で全部の省庁が連携をされて、つまり不必要に持つ必要性はないわけで、これは日本PTAもしっかり言っているわけですが、持たざるを得ないときに間違った使い方をしない、イン

ターネットの活用ができる子どもを育てていくことを、我々保護者も勉強していかなければいけないということなのです。安易に便利だから持たせて、全然使用方法も確認しない親ではだめだ。そういう持たせ方をしたのでは、持たせたことによってよけいな問題を逆に引き起こす、社会問題を引き起こす。ここを踏まえようということで、さまざまな形で民間も含めて取り組んでおります。

内閣府がきちんとした話として、インターネットは小さなころからきちんと、いい意味での使わせ方をしながら段階的に育てていこうという方針であることは、総務省さんが考えていることに併せて、文科省さんとしての教育では、使っていけないところで使わせるような育て方をしてはならないわけです。これは総務省さんもおわかりになると思います。

しかしながら、このネットを使ったものでどのように青少年を育てていくかということは大いに考えていかなければいけない。先ほど法務省さんも経産省さんも子どもたちの意識を呼び起こすようなホームページを使って、啓発しようとしている。でも、青少年が義務教育で持っていないと見なければ、はっきり言って、これは何の意味もない施策になるわけです。使う可能性があるということをもう既に前提にされている。その子どもたちが問題のあるところに行かないこと。

それともう一点だけ知っておいていただきたいのは、使っている子どものすべての子どもが悪用しているわけではないということ。つまりこれから警察庁さんも考えていただきたいのは、そうなりやすい子どもたちへの対策。予備軍。そうならない子どもたちへの逆に言えばインターネットを活用した、もっともっと教育上向上させるような施策。この辺を各省庁で連携をして御論議を頂きたいと思います。

内閣府でこのインターネットの整備に関する検討会議ができたことによって、各省庁の横軸がそろったとなれば、青少年に対する対策ももっともってきて、保護者が都合のよく賛成をするのではなくて、トータル的にきちんと安心をして、皆さんの施策に対して保護者が協力をしていくことができ、学んでいくことができる環境整備になっていただきたい。そういうことのお願いで、最初に内閣府の方がおっしゃったことは、今までそこが一番なかったと思いましたが、賢く使わせるということが基本になったのですねということを確認させていただいた次第です。

清水座長 どうもありがとうございました。清原委員、どうぞ。

清原委員 ありがとうございます。本日、各府省庁ともにこの間、基本計画の実行に向けてお取組を頂いてきました御報告を頂きました。本当にありがとうございます。2点気づきがありましたので、申し上げて、担当の省の方に御意見を伺えればと思います。

その1つは、警察庁の御報告によりますと、出会い系サイト以外のサイトを利用した犯罪の被害が前年度比で43.4%増加したとのことです。すなわち、そのことは先ほど曾我委員もおっしゃいましたけれども、青少年が必ずしも大人が従来想定していたようなメディアの使い方をしない中で、青少年が被害に遭っているケースが顕在化してきたということです。

そうであるならば、私は総務省に是非伺いたいのですけれども、こうした犯罪に表れているような傾向、すなわち、直接的に何らかの犯罪を誘発する可能性がある出会い系サイト以外のサイトを利用した犯罪の発生を防ぐための取組を検討をしていらっしゃるかと承知しておりますので、是非この機会に御紹介いただければと思います。

併せて総務省の取組へのコメントですが、先ほど国際的な連携をこの間進められたと御報告いただきました。これは大変意義のあることだと思っております。内閣府でも、IT戦略本部等でも、国際貢献ということを大変重視されて取り組んでいると承知しております。そうであるならば、日本でこのような青少年対策で取り組んでいる内容というのは、他の国でも類似した状況がある中で、恐らく大変解決に資する事例を、まさに先駆的に取り組んでいると思いますので、今後とも国際的にも有意義な取組をしていただければと思います。

2つ目ですが、それは経済産業省さんのお取組の最後に御紹介いただいた民間団体等との取組の支援で、インターネット上の有害情報対策従事者への精神的ケア体制の整備に向けて、「ストレス障害を予防するためのチェックリスト」を作成されたとのことについてです。これは大変重要なことだと私は思っております。できれば人ではなくて機械的にこうしたコンテンツがレイティングできれば幸いです。この間どうしても人間がチェックをするという取組になっているわけで、私はこの検討会の当初の段階でも問題提起をさせていただいたのですが、レイティングをされる方のストレスは大変大きなものだと思います。

そのことは翻って、こういう環境の中にある児童青少年が、好まないにもかかわらず触れてしまったときに受けるストレスを、レイティングされている方が事前感じていただいているということにほかにならないと思います。そういう意味で青少年インターネット環境整備に関しては、予防と対策とが両輪だと思いますが、予防に際してストレスを感じてくださっている方の健康を守らなければいけません。また、このような被害を受けた児童・青少年の心の健康も保たなければなりません。

そういう意味で今回経産省さんが御紹介いただいた取組ですが、恐らく法務省さんの基本的人権のところとも関わるとは思いますが、今日は御参加いただけていない厚生労働省の心の健康の部分、あるいは被害を受けた方の回復のための取組も今後はより一層検討しなければいけないのではないかと感じます。経済産業省のお取組の中で、もし、何か今後の展開で感じられている連携の可能性があったら教えていただければと思います。

以上、広範なお取組を各府省庁にさせていただいておりますので、是非、着実に今後もこの道筋を継続していただければと思います。ありがとうございました。

清水座長 どうもありがとうございました。それでは、簡単に警察庁、総務省、経済産業省から一言ずつお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

四方情報技術犯罪対策課長 先生に御指摘いただきましたように、これは出会い系以外での被害児童の問題の御質問だと思っております。先ほども御説明いたしましたように、出会い系以外でのゲームサイト等々が事実上、出会い系サイトのようにして使われるというものがございます。

よく見ると出会い系サイト規制法によって規制ができるというものの中にはないことはないのですが、これを無届で検挙する場合がありますが、多くの場合はどう見ても出会い系サイト規制法にはかからないというものが多々ございます。

さまざまなタイプのサイトがあるものですから、これはこの後、総務省さんからもお話が頂けるとは思いますけれども、民間等でも今、研究をさせていただいているようでありますが、私どももそう

いった民間での御研究も踏まえまして、数が非常に今、増えておりまして、教育の現場でも話題になっておられるように伺っておりますので、今ここをこうやれば必ず減りますというような施策までは申し上げられないのでありますけれども、重要な課題として取り組んでいきたいと思っている次第でございます。

清水座長 ありがとうございます。総務省、お願いします。

二宮消費者行政課長 総務省でございます。今日は御指摘をありがとうございます。先生の御指摘のとおり、私どもは研究会を現在開催しております、利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会というものがございまして、その中で先ほど警察庁さんからも御指摘があった出会い系サイトでの事件が増加をしていることもらみながら、具体的な対策を考えているところでございます。

特にSNSサイトで起こる事件に対する取組ということで、政府レベルでできることということで2つございます。まずは、SNSさんの各社さんにおいて、ミニメールの内容を確認し、不適格な中身であれば契約約款等に基づいて適正な対処をしていただくというものでございますけれども、その内容を確認する行為が通信の秘密との関係でどうなのかという議論もございまして、その点について総務省としての見解をしっかりと取りまとめようとしているところでございます。これが1点目でございます。

2点目は、そういったコミュニティサイトにおいて、実際に青少年被害に遭うときには年齢を偽ってサイトに自ら入ったり、もしくは偽って入る方にだまされることがあるかと思えます。現状、SNSさんは、年齢認証を自己認証もしくはフィルタリングを一部使った認証で行っているわけですが、必ずしも確度が高くないということで、何かそれを補完できる取組はないだろうかということで考えております。具体的には携帯電話事業者さんの年齢情報を利用できるように道を開けないだろうかということで、これも研究会の中で整理をしておるところでございます。

この研究会は今週末を目途に報告書(案)をパブリック・コメントにかけさせていただきたいと思っておりますので、是非御覧を頂きまして、御意見を頂戴できればと考えております。

清水座長 どうもありがとうございます。経済産業省、お願いします。

日置情報経済課課長補佐 経済産業省でございます。清原委員、御指摘をありがとうございます。有害情報対策従事者のケアの今後の展開ということでございまして、まず初年度ということで昨年は実態調査をやりましたという部分で、今後こうした結果がまずないと展開できないものから、関係省庁の方々とも話をしていきたいとそこは考えております。

また、先生との議論の中で既にストレスケアに関する全く同じ事例ではございませんけれども、例えば消防の方々が災害の現場に行かれて受けるストレス。これへの対応という部分が何らかの取組があるようでもございまして、そういったものなども参考にしながら、どういったことができていくのかというスタディは続けていきたいと思っております。

もう一点、出会い系サイト以外の部分での被害の増加については、これに限らないとは思っているんですけれども、子どもたち、大人も含めてですが、ネットに安易に自分の情報を流してしまうということから被害が拡大というか、起こっているというケースもあるようでございまして、こ

こちらの部分の啓発についてはフィルタリング啓発セミナーもそうですし、インターネット安全教室の方でも力を入れてやっていっているところでございます。

以上です。

清水座長 どうもありがとうございました。それでは、尾花委員、国分委員、お願いします。

尾花委員 今日はこれまでの会議の集大成のような内容で、ご提供いただいた資料も興味深く拝見させていただきましたし、かつ、各省庁における取組がすばらしい結果を導き出すであろうことがイメージできました。とても参考になりましたが、補足したいことを幾つか述べさせていただきます。

1つは、非出会い系サイトの摘発についてです。非出会い系サイトでの摘発が増えているという実数を見ると「危険がより多くなっている」ように感じてしまいがちですが、実際にはそうではなく、出会い系サイトへの規制強化だったり、あるいは警察庁による取組などがうまく機能している証拠なのだと思います。うまく成果を出しているからこそ、監視されている場所（＝出会い系サイト）には入りづらくなってしまった悪意を持つ人たちが逃げ出して、非出会い系に潜むようになっていくのです。でも、どんどん取締りを強化して法的な監視の範囲を広げればいいのかというと、そうではありません。「人相の悪い大人が一人うろろうろしていたよ」等のうわさを聞いただけで公園や広場を全て立ち入り禁止にしていれば、子どもが遊んで体力をつくったり、友だちとのコミュニケーションをしたり、遊びの中から何が危険かという判断、とっさの行動反射力といったものを身に付ける場所が日本国中どこにもなくなってしまうということになってしまいうでしょう。ですから、今までの延長線上にこういったサイバー犯罪への取組を無理やり広げようとするのではなく、範囲は現状のままに、どんどん深くかつ的確な取り組みにしていただきたいと思うのです。非出会い系で起きる“かも”しれないことに関しては、子どもたち自身が気を付ける力、身を守る力を習得することが最も重要で、教育面で取り組んでいくべきではないでしょうか。

そこで次に、子どもたちが学ぶ教材についてです。文科省を中心にさまざまな取組をされているようですが、今使われている教材は、子どもたちのリアルな感覚とは温度差があるような気がしています。子どもたちがより実感・共感してくれる内容にするために、これまでもいろいろな形でお手伝いさせていただいていますが、教材や副読本等、直接使われるものにはなかなか届きません。一例ですが、子どもたちのストレスは、実際に話して発散させればスッキリその場で終わる可能性も高いのに関わらず、ネットの中で同調してくれる相手がいることを一時的に心地よく感じてアンダーグラウンドな世界で言い続けてしまうために、そのストレスを反芻してしまうのです。

この辺のことは植山先生の方がお詳しいと思いますが、子どもたちはパッと発散することによって「言うだけ言ったら、スッキリした！」という感覚が生じ終わりにすることができるのに、ネットの中にはいつまでも言い続けられる“仲間”がいるので、そこに持ち込んでしまった瞬間により深く根に持つようになってしまうのです。以前は、ネットでいじめられたり、たたかれたりしている子どもが「見ない」「見るなら気にしない」という対応をしていけば、反応がないためにやりがいもなくなりすんなりと消えてしまうケースも多かったのですが、最近は逆にそれに腹を立ててよりひどい書き込みになってしまうというケースも少なくありません。「タレコミ掲示板」や「黒ゲ

ス」と呼ばれるような“大人に見つからずにねたみ・ひがみ・悪口・晒しなどをして発散できるサイト”がなくなるのもそのためです。初めて耳にする方も多いかと思いますが、実際にそれらの中を覗いてみると、異常と思われるほど子どもたちのストレスが爆発・増殖しているのです。

「ネットの中にもぐってしまうと、精神的にこういう疾病が出てきてしまうんだよ」ということと、「実際に誰かと話して発散した方がストレスは簡単に発散できるんだよ」ということ、心理学的な内容も含めて、こういったことも伝えていける教材をつくっていかないと、子どもたちの現状の改善には繋がらないのではないのでしょうか。年齢が大きくなればなるほど正論だけを言われて一方的に指導されても、そのとおりに行動してくれないはずですから、さまざまな工夫が必要です。

ストレス社会の問題は大人も抱えています、子どもたちの心にきちんと伝わる教材を与えていかなければならないと思っています。

そして、こういった教育のために大人がちゃんとルール、マナーを守れる体制づくりをしっかりしていくこと。とはいえ、残念ながら大人全員が守ってくれるわけではないので、ルールやマナー違反の大人は反面教師になってしまうようなことも踏まえて伝えていかなければなりません。小学校、中学校での持ち込み禁止が原則になっていても、全てのご家庭にご協力いただけるわけではなく、実際には「電源を切ってハンカチに包んだから、かばんの中にしまっておくのよ」と持たせる保護者もいます。ママが出かける日は持って行ってくれないと困るという声も頻りに耳にします。事情はわかりますが、これでは大人がルールを破ることを指示していることになり、約束は守らなくてもいいんだということ子どもに教える結果になってしまいます。

ですから、社会的背景や地域性、あるいは各語家庭ごとの事情などを考慮し、みんなが守れるルールづくりを心がけなければなりません。OKかNOかを強制的に二者択一するのではなく、柔軟な対応ができるように教育現場を啓発していく必要がありますし、その他まだまだ普及啓発・教育という部分ではやらなければいけないことが多岐にわたっています。そんな中で各省庁がばらばらなフライヤーをばらばらに大量に配布されている現状はマイナスです。きちんとファイルして「こういうときにはこのフライヤー、このときにはこのパンフレット」などとやってくださっている保護者（ご家庭）はほとんどありません。最初の1～2種類は読むとしても、続けていくつも配布されればいずれ目を通さなくなります。

配布物については、一本化できませんか。全ての省庁が関係しているフライヤー類を全て集め、一冊に編集して、マニュアルのようなものにします。これまで、各省庁が費用をかけ、専門的知識を活かして試行錯誤して作り上げてきたものですから、これをまとめれば素晴らしい一冊になるはず。各家庭にこれさえあれば大丈夫！というものを今年度、新しい年度に作りませんか？全省庁の予算をかき集めてまとめて一冊につぎ込めば、全家庭に届けられるようなものをつくれるような気がします。これができたら大変理想的だと思っています。

長くなりましたが、是非ともみなさんのご協力をお願いします。私もできるだけの協力はさせていただきます。

清水座長 どうもありがとうございました。国分委員、お願いします。

国分委員 インターネット協会の国分でございます。3点お話をしたいのですが、1つは総務省

の二宮課長が触れられました国際連携についてです。2週間ほど前にインターネット協会が事務局を務めております児童ポルノ流通防止協議会というのがありまして、その報告会を開催しました。政府の内部でもタスクチームができています。非常にホットなテーマということもありまして、新聞が記事で大きく取り上げて、それで驚いたことにその数時間後に英訳されて共同通信の記事が海外メディアに乗って、二宮課長が御説明されたITUの会議で日本に来たディータ・カールステンセンとかジョン・カーとかあの辺から問い合わせがありました。

断片的でも日本からそういう情報が海外に伝わるということは非常にいいことで、日本は何がやっているかわからないとほかの方々から見られているような気がしますので、きっちり議論をしているんだということを知らしめたということでは、非常に効果があったかなと思っております。

以前この会議でも一度申し上げたように記憶しているのですが、是非こういうところの活動も資料を全部英語でウェブに載せるのは大変でしょうけれども、サマリーくらいは載せていただければ非常にいいのではないかということをお話したことがあります。今日のお話の中に出てきていませんが、非常に喜ばしいことに内閣府の方でも法律の英訳がウェブページにちゃんと掲載されているということも聞きました。

それは非常に素晴らしいことですので、今後も各省庁の活動などをサマリーでもいいですから、国内向けだけではなくて、海外向けにも発信していただくと、海外でも本当に似たような社会の中で、子どものインターネットに関連してトラブルに巻き込まれる話がありますので、我々にとっても参考になるし、我々が経験したことは海外にもお伝えできるのではないかと考えております。

2番目の話ですけれども、精神的ケアの件で経産省から報告がありました。私どものインターネット協会では、インターネットホットラインセンターを警察庁から業務委託を受けて運営していますが、3年前にINHOPEという国際ネットワークの組織に加盟するときに、スタッフのメンタルヘルスケアについて一応コメントが付いて、それで加盟は認められました。

決定打はないのですけれども、今回、経産省からの委託で調査したのは、ネット監視会社とかフィルタリングのブラックリストを作成している会社とか、私どものホットラインセンターのスタッフとか、そういう人を対象にアンケート調査をしたのですが、最近、液晶テレビの最大手の研究所におられた方が、子どもにそういうテレビの映像を与える影響について、ある種のストレス負荷を測定するシステムを研究されている方で、事の起こりはアニメのポケモンで、子どもたちが暗いところでポケモンを見ていたら全国的にけいれんとか、いろいろなことが起こって、刺激の強い映像を子どもたちに見せると、注意しないとそんなことが起こるといことがわかって、テレビの会社も心理学者にも参加してもらって、いろいろな研究をされているようです。

ですから、我々は違法有害情報をエログロの世界でスタッフが日常的に見ていると、メンタルケアをちゃんと考えないといけないということから出発しているのですけれども、新しいそういう映像機器で子どもたちがどういう影響を受けるかということについては、もうちょっといろいろな取組が行われてもいいのではないかと考えておりまして、私自身の認識も決定打はありませんけれども、模索しながら、もう少しやってみるといいなと思っております。

3番目の啓発資料の件です。私どものところも昔からフィルタリングの啓発資料とか、あるいは

文部科学省さんとも4年目になりますけれども、『ちょっと待って、ケータイ』とか、いろいろな資料を作成する機会を与您いただいておりますが、インターネット協会としてはルール・アンド・マナーということで子ども向けの本も出版したりしておりますが、こういうリーフレットとか本だとちゃんと読んで理解する人はいいのしょうけれども、なかなか客観的にちゃんと身に付けたかどうかの評価が不十分になるということで、随分前からインターネット上でルール・アンド・マナーの理解をテストする、インターネットルール・アンド・マナー検定子ども版を実施しております、現在振り仮名が付いている小学校の上の方の学年や中学生の始めくらいの子もたちと、中学生から高校生くらいの振り仮名が付いていない子ども向けのルール・アンド・マナー検定を今年で行っております。

実は今日から大人向けのものを期間限定で実施しております、本日からルール・アンド・マナーの大人向けの検定を開始するのですが、だんだんそういう子どもの試みも特に中学校の子どもたちがクラスごとにまとめて検定を受けるという傾向も大分強くなってきて、受験は無料で後で答え合わせをして、自分の知識をちゃんと確認できるようになっております。

そういうこともやっておりますので、何とか100万人規模くらいになると全国的なレベルアップにつながると思うのですが、力がなくてまだ13万人くらいですが、是非こういう啓発資料を考えると、紙だけではなくて、せっかくインターネットがあるわけですから、ネット上にクイズでも何でもいいですけども、サイトがあって、あるいはゲームをしながらでもいいのですが、身に付けるということも考えられます。啓発資料は紙というふうに限定していただきたくないと思っております。

以上です。

清水座長 どうもありがとうございました。押していますので、簡単をお願いします。

別所委員（代理・吉田氏） ヤフー株式会社の吉田と申します。私の方から国際化について1点言及したいと思います。皆様御案内のとおり、今、アップル社のiPadとかが非常にはやるだろうと予想されていて、日本はガラパゴスと言われて久しいですけども、携帯の特殊性と携帯サイトという特殊性、あるいは日本語という壁があって、今まで外国企業の日本への参入が一定程度限定されてきたとなっていたと思いますけれども、今般、そういった壁が取り払われつつあって、実際に日本に法人を構えずにFacebookさんとか世界的なSNSが日本語サービスの提供をしてきています。

こういった問題について、まだ私の方でもそれによって子どもの事件が起きているというふうには把握しておりませんが、そういう普及が進めば、海外に所在を置きながら日本の子どもが犠牲になるという状況は結構近くに迫ってきているかなと思っています。そうすると警察の方でも各種法律においても日本法の及ばないところで、そういった事業者をどう見ていくかという問題が出てくると思いますので、まだ起きていないことではありますけれども、この辺はどういうエンフォースをしていくのかということをお政府においても課題としてとらえていただきたいと思います。

子どもの話からはずれますけれども、著作権問題などでは動画共有サイトにおきましては、日本では経済的にサーバー代がかかってペイしないということもありますが、権利者様のエンフォース

は国内の権利者による国内の動画サイトへのエンフォースが激しくて、基本的に国内の方が落ち着いているという状況にありますけれども、海外でこれはアメリカだけに限らず中国、韓国も含みますが、実情、手が出せないような状況は既に起きているとっておりますので、これが子どもの分野にも早晚起きる可能性はあると認識しておりますので、その点は政府においてもまだ近々ではないかもしれないですけれども、念頭に置いていただくとありがたいと思います。

清水座長 ありがとうございます。高橋委員、どうぞ。

高橋委員 高P連の高橋でございます。もう時間がございませんので、何点が簡単に。

まず内閣府さんの方で資料3のパンフレットを配っていただいたと。これはいつもの話ですけれども、そのパンフレットが何部出て、どこにどう動いているか。教育委員会等にも行っているとは言うのですけれども、現実には家庭にまで伝わっていないというのが現状です。部数はある程度抑えてもいいと思いますが、それぞれの各県の教育委員会とか、その辺で県ごとの単位で確実にコピーをして配るとか、そういった方策を取らせていただければいいのではないかとというのが気になっています。

また、資料のアンケート結果が19年度と今回で携帯の所持率云々が随分下がったりしているのですけれども、正直本当かなという実感がしています。増えているというならわかるのですけれども、それがいろいろな意味でのアンケートの取り方があると思うので、数字がひとり歩きするのは気を付けて、もう一回慎重にやっていただきたいと思います。

文科省の方で共用の研修をやるというのは多分1年前にあったんですけれども、1年毎に達成度を調査するという話があったのですが、この1年間で何%くらい教員の研修があったのか。いつでもいいですから、できたら調べていただきたい。こういった研修をやっているのかが気になっております。

先ほど日Pの曾我さんの方からお話がありましたけれども、指導して小学生に持たせない、持ち込ませない。そういった問題があるのですけれども、特に4～5年前よりもっと前の携帯の問題があったときから、持たせないということから、持っている条件で学校で使用しないと決めたいんです。いずれ小学校もそういったふうになるんだろうと。とにかく持っていないと危険だと言う保護者がいっぱいいる以上、どこかに隠して子どもに持たせたり、そういったことがあるのだったら正々堂々と携帯を持つなら持ってもいいけれども、学校で使わないという方向性で、高校と小中は違うのではなくて、ある程度どこかしっかり交通整理をしていかないと対策が非常にきついのだろうと思っています。

コミュニティサイトや出会い系サイトなどいろいろな話で、私もその辺に絡みますが、出会い系サイトから減ったというのは非常に感謝しております。反対にコミュニティサイトでもぐっているものがいっぱいいるものですから、その辺を皆さんのお力で一層協力してやっていきたい。

ただ、今、レイティングとかいったフィルタリングをやっていますけれども、やっているのは、機能していないからこういったことになったんだという一方的な決め付け的な発想はやめてほしいなど。これはネットで初めに規制法になるということが整備法に変わったというのは、そういった意味で1年毎にずっとやっていくことを、また次に改善していけばいいと。ある程度法律で決

めてしまって上から押さえ付けて、がんじがらめにしまってやるということは決してよくないだろうと。せっかくこれだけ日本のIT企業がいっぱいいるのだから、みんなでそういった知恵を出し合っていきましょうというところから始まったはずなので、1つあるからあそこはだめだというのではなくて、反対に知恵を貸してやって、みんなで機能を改善していくような形にしていなという気がします。

また、学校でのリテラシー教育は本当にいろいろな意味で保護者にも教員にもやっているのしょうけれども、やはりこれから子どもたちがいかにして使っていくかが必要になってくるので、多分これは指導要綱とかそういった方に跳ね返ってくる話で、これからは賢く使えるような子どもたちが育つような環境をつくっていただければと思っております。

以上です。

清水座長 どうもありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。簡単に副座長にまとめてもらおうと思います。よろしくお願いします。

藤原座長代理 たくさん御意見を頂いてありがとうございました。ごく簡単にとということでございますので、諸委員の方々の御意見を前提としますと、まず第一に使うということを前提に物事を考えようではないかというスタイルであったかと思えます。

2番目に出会い系の規制がある程度、功を奏しているけれども、それが一般のサイトに流れている。それが今後の問題ではないか。

3番目にサイトのチェックをする側、あるいは子どもたち青少年についても心理学な対応を含めた分析が非常に必要ではないかというお話を頂きました。

パンフ等も一本化した方がいいのではないかとということも頂きました。

インターネット協会等からのお話、総務省さんからのお話もありましたけれども、国際化。それに対応する英文の我が国からの発信も非常に重要ではないかという意見も頂いたと思えます。

今後は外国の企業が直接参入してくる。日本の現地法人を持たずに出てくる場合の将来的な対策も課題になるのではないかとのお話も頂いたと思えます。

いずれにせよ最後に御意見を頂いたように、規制にならないように一年一年実態的に解決していくのだと。そのバランスを取っていくのだという観点が重要なのだと思えます。

大体まとめは以上です。

清水座長 どうもありがとうございました。たくさんの御意見をありがとうございました。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いします。

高須参事官 では、資料12を御覧願います。初めにお断りになります。この4月から子ども・若者育成支援推進法が施行されておりまして、これに伴いまして、青少年インターネット環境整備法も若干改正されました。改正された点は組織に関するものでございますが、この基本計画の推進機関が子ども・若者育成支援推進本部というものに移行したものでございます。この資料12の左側の真ん中辺りに「推進本部（閣僚級）」とありますが、これが子ども・若者育成支援推進本部のことでございます。

さて、今後でございますが、その下の「検討会（有識者）」がこの会を簡単に書かせていただい

てございます。右側に「4月7日 第6回基本計画の推進状況」が今日の検討会を指すわけでございますけれども、今、座長代理にまとめていただいた御意見を再度踏まえた上で、あくまでここに記載しているのは案でございますが、最終的には6月開催を予定しております、子ども・若者育成支援推進本部においてフォローアップということで、報告を予定しておりますのでございます。

引き続き、皆様方から御意見、御指導を賜ってまいりたく存じておりますけれども、「第7回(持ち回り開催)?」と書いてございますが、検討会をこういった形で開催するか、あるいは個別に御相談、御照会させていただくかは、別途御連絡させていただきたいと存じております。

以上でございます。

清水座長 どうもありがとうございました。以上で本日予定しておりました議題は終わりになります。

それでは、最後に恐縮ですけれども、泉内閣府大臣政務官よりごあいさつを頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

泉大臣政務官 どうも皆さん、こんにちは。今日はごあいさつだけにお伺いをしまして、大変失礼を申し上げます。内閣府大臣政務官の泉健太でございます。

今、青少年の担当ということで、福島大臣、大島副大臣とともに政策を立案させていただいておりますけれども、今日は清水座長、藤原座長代理を始め、多くの皆様、いつも本当に御審議いただきまして、ありがとうございます。

いろいろと専門家の皆さんから御議論があったところだと思いますけれども、私も最後に座長代理のお話をお伺いをして、全くそのとおりだなと。一番最初の表現が「使うな」というふうに聞こえてしまって、一瞬驚いてしまったわけですが、そうではなくて、「使う」ということを前提にしてということが、まさに真っ当かなと思っております。

やはり子どもたちの生活環境はすべてと言う言い過ぎかもしれませんが、大半は大人がその環境を設定しているということを考えれば、しっかりと大人自身が自らインターネットの使い方も考えていかなければいけないのかなとも思いますし、子どもたちの環境に対してできることはしっかりと大人自身がやっていかなければいけないなど。しかし、それはただ単に健全とか規制とかいう言葉で語られるものではなくて、あるものをいかに有効に、かつ有用に使っていくのかという観点が大事であろうかと思っております。

そういったことで今日は皆さんから本当に貴重な御意見を多く頂いたのではないかと思っております。政府としては子ども・若者ビジョンの中でも、こういったインターネットの利用についても記述をさせていただくことに勿論なりますし、消費者基本計画等々でも、できる限り消費者教育を若い世代のうちから進めていくことによって、契約等々あるいはインターネットの利用等々のリテラシーを高めていこうという考え方でやっておりまして、そういった方向性で我が国がこのインターネットを有効活用して、国民生活に資するような国にしていきたい。そのために若者は大変貴重な人材でありますので、これからの次代の若者を育てるという意味でも皆様の御指導を頂いていきたいと思っております。

フィルタリングの率もいつも指標として言われることではあるのですが、これもすべて大人の取

組にかかってくることでありますし、特に一般の家庭のお父さん、お母さんがちゃんとしたメディアに対する距離感というか、認識を持っていけば、それぞれの家庭の中で話合いも進んで、いい形のものができるのかなど。それは単にフィルタリングの率の数字だけを追って政策がうまくいったかどうかを判断することではないのかなと思っておりますので、そういった意味で柔軟にこのインターネットのことについてはこれからもとらえていきたいと思っております。

取りとめもないお話になりましたが、是非皆さんから今後とも御指導をよろしく願いたいと思います。どうもありがとうございました。

清水座長 泉政務官、どうもありがとうございました。これで第6回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終わりにさせていただきたいと思いますが、本日は各府省庁から今までの実績、あるいは今後の方向性を御説明いただきました。今後、更に府省庁が連携して進んでいくということが非常に重要だと思っておりますので、何分にもよろしく願い申し上げたいと思います。

本日はお忙しいところを長時間にわたりまして、ありがとうございました。終わりにさせていただきます。